

行 政 法

(50点)

X及びZは、それぞれの勤務先が同じオフィスビルの別の階に所在しており、いずれも昼休みに同ビル前の広場で休憩するのを日課としていたため、自然に顔なじみとなった。いつしかZに好意を持つようになったXは、ある日、同広場にいたZに対し、二人で映画鑑賞に行かないかと提案してみた。しかしながら、既に婚約相手がいたZは、これを婉曲に謝絶し、翌日以降、同広場で休憩するのをやめた。

その後、Zは、Xが自分を見張っているのではないかという疑念を抱くに至ったため、警察署長Yに対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律4条1項（以下「規制法」という。答案でもそのように略称してよい。）に規定する警告（以下単に「警告」という。答案でもそのように略称してよい。）を求める旨の申出をした。

Yは、Zの申出について所属の警察職員に調査させたところ、規制法4条1項に規定する要件を充足すると認められたため、Xに対し、Zの申出に係る見張りを続けてはならない旨の警告をした。Xは、これに不服があり、訴えをもって争いたいと考えている。

なお、Xは、週末には山間地域に所在する実家へ戻って、Xの父らが害獣を駆除するのを手伝うことがある。

問1 “警告は抗告訴訟の対象となる”という立場に立って、その理由を論じなさい。

問2 “警告は抗告訴訟の対象とならない”という立場に立って、その理由を論じた上、Xがどのような訴えを提起することができるかについて論じなさい。

【参照条文】

規制法の条文は、試験用六法に掲載されている。

◎銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号） 抄

（許可）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。〔略〕）又はクロスボウを所持しようとする者（〔略〕）

二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二 動物麻酔又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする者

三 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲等を所持しようとする者

四 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技の用途に供するため、拳銃又は空気拳銃を所持しようとするもの

五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合図の用途に供するため、運動競技用信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猟銃等射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当

該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

六 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しようとする者

七 祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

八 演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲等（拳銃等を除く。以下この項において同じ。）又は刀剣類を所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

九 博覧会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

2～5 [略]

（許可の基準）

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一 十八歳に満たない者（空気銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者）

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。）

六 住居の定まらない者

七～十一 〔略〕

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

十三 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

十四 〔略〕

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

2～5 〔略〕